

夕張市立ゆうばり小学校いじめ防止基本方針（令和7年4月改訂）

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条により、夕張市立ゆうばり小学校のすべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定するものである。

いじめは、冷やかしからかいのほか、情報機器を介したものの、暴力行為に及ぶものなど、学校だけでは対応が困難な事例が全国的に増加している。いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自らの命を絶とうとしてしまったり、深く傷つき、苦しんでいる児童がいる。

いじめの問題への対応は学校として大きな課題である。

そこで、児童たちが意欲を持って充実した学校生活を送れるよういじめ防止に向け、発達支持的生徒指導を充実させ、いじめの未然防止、早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は、適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」とする。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。【いじめ防止対策推進法第2条】

- ・冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等



犯罪行為、生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合



- ・警察と連携
- ・重大事態と認定

□ いじめの要因を考えるにあたっては、次の点に留意する。

- ・いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得るということ。
- ・いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や所属集団の閉鎖性等の問題により行われ、潜在化したり深刻化したりもするということ。
- ・いじめを行う背景には、「イライラ感や無気力感を伴うストレス」、「友人等との嫌なできごとなどのストレス」、「競争的な価値観」などが存在していることが明らかとなっているということ。

□ いじめの解消とは

- ・いじめの行為が止んでいること→相当の期間継続していること。（少なくとも3か月）
- ・被害児童が心身の苦痛を感じていないこと→面談等により確認すること。

2 いじめに対する本校の基本姿勢

本校ではすべての教職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」また「いじめは、人権侵害である。」という基本認識にたち、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめを認知した場合は「早期対応」に組織的・的確に取り組む。

- 「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」と認識すること
- 「いじめは、どの児童にも、どの学級においても起こり得る」と認識すること
- 「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」と認識すること

- 未然防止のために、発達指示的生徒指導の充実と心の通う人間関係を構築する能力の育成
- 早期発見のために、積極的認知による「いじめ見逃し0」とささいな兆候を察知する力を育成
- 家庭や関係機関との連携のために、緊密な情報共有体制の構築と地域で見守る意識の醸成

3 いじめの未然防止のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、児童や学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切である。すべての教師は、子ども達と同じ目線で物事を考え、正義と公平、誠実を旨に場をともにし、子ども達の言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高める。

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気を醸成する。

- ① 「いじめゼロ」を目指した児童会活動の推進
- ② 思いやりの心や人権意識を育む道德教育の充実、「こども基本法」を踏まえた指導の徹底

(2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

- ① 学校生活のあらゆる場面で他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりと一人ひとりが活躍できる教育活動の推進
- ② 達成感・成就感・自己有用感を味わわせる「分かる授業」の実践による、自尊感情の育成
- ③ 相互交流の工夫によるコミュニケーション力の育成と「多様性に配慮し均質化にのみ走らない」心理的安全性の高い学校づくりの推進

4 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

いじめは、早期に発見することが、早期解決につながる。早期発見のためには、日頃から児童との信頼関係の構築に努めることが大切である。児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。また、児童に関わるすべての情報を教職員の間で共有し、保護者とも連携して情報を収集することが重要である。

(1) 見えにくい、いじめの特徴について理解する。

- ① 無視やメールなど客観的に状況を把握しにくい形態で行われている。
- ② 遊びやふざけあいのような形態、被害者なのに加害者と仲間の一員のような形態、活動の練習のふりをして行われている形態がある。《カモフラージュ》
- ③ いじめられている児童には、「親に心配をかけたくない」、「いじめられる自分はダメな人間だ」、「訴えても大人は信用できない」、「訴えたら仕返し怖い」などといった心理が働くものである。
- ④ ネット上でいじめにあっている兆候は学校でほとんど見えないため、家庭で「いじめが疑われる場合」は、即座に学校へ連絡するよう依頼する。

(2) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

- ① すべての教員が児童の様子を見守り、小さな変化を見逃さないよう日常的な観察を丁寧に行う。
- ② 朝の職員打ち合わせやいじめ防止対策委員会・生徒指導委員会等の場において気づいたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。
- ③ 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- ④ hyper-QU の活用やピアサポートの充実、さらに、「いじめに関するアンケート」等の結果を基に「教育相談」を行い、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校づくりを目指す。

(3) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結し、チームとして問題の解決にあたる。

いじめの兆候を発見した時には、問題を軽視することなく、学校長以下全ての教員で対応を協議し、いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に迅速に組織的に対応する。

- ① いじめ防止等対策に関する校内研修やいじめ事案対処に関する教職員の資質網力の向上に向けた研修を実施する。
- ② 担任一人が抱え込まないように、学年団、特別委員会等のチームで対応に当たる。

(4) 家庭や地域、関係機関と連携した取組を強化する。

- ① いじめ問題が起きたときには家庭との連携を密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。
- ② 学校や家庭にはなかなか話することができないような状況であれば、スクールカウンセラーによる教育相談や「いのちの電話」等、いじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。
- ③ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携による「SOS の出し方に関する教育」の充実や警察等との連携による「情報モラル教育」、保健師等との連携による「生命の安全教育」の充実を図る。（地域参観日を活用する。）

5 いじめ問題に取り組むための組織

(1) 学校内の組織

- ① 「いじめ防止対策委員会」

課題のある児童や校内生活上の課題について、情報交換や共通行動について話し合いを行う。

- ② いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、指導部、養護教諭、当該学級担任等による「いじめ防止対策委員会」を設置する。必要に応じてスクールカウンセラーや福祉関係の専門的な知識を有する関係者を招聘する。

(2) 教育委員会をはじめ関係機関と連携した組織

- ① いじめの事実を確認した場合は速やかに教育委員会へ報告し、教育委員会（必要に応じて民生児童委員）に指導・助言を求めて学校として組織的に動く。
- ② いじめの内容が「暴行」「恐喝」「強要」等の刑罰法規に抵触する犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときには、所轄警察署と連携して対処する。また、生命・身体、または財産に重大な損害が生じる恐れがある時には、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

6 重大事態への対処の方策

重大事態とは法の規定に基づき、次の場合をいう。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 【いじめ防止対策推進法第28条】

1の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、

- ・児童生徒が自殺を企図した場合（自殺を図った、自殺を図ろうとした場合）
- ・身体に重大な傷害を負った場合 ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 などが該当する。

2の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に対応する

(1) 重大事態の報告

- ・重大事態が発生した場合、教育委員会に報告し、教育委員会から市長に報告する。
- ・調査主体については、教育委員会の判断による。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（から）、誰から、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係、教職員の対応方法など事実関係を、可能な限り網羅的に確認する。この際、因果関係の特定を必要以上に急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

- ・いじめを受けた児童からの聴き取りが可能な場合の対応
話を聞いてねいに聴き取るとともに、関係者から、いじめ事案の十分な聴き取り調査、質問紙調査などを行い、事実関係を明確にする。
- ・いじめを受けた児童からの聴き取りが困難な場合の対応
当該児童の保護者の要望、意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、適切な方法で調査を実施する。
- ・いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で情報を提供するとともに、必要に応じて経過報告をする。

7 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認めるときには、学校教育法第11条の規定に基づき、いじめを受けた児童の保護を第一に、いじめを行った児童に対して適切に懲戒を加えることがある。その際は、教育的配慮に留意し、児童が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促す。

8 学校評価

いじめ防止への取組等について職員評価や保護者アンケートを行い、学校運営協議会等の意見を踏まえて、分析・考察した結果を学校評価として公表する。

(1) 本方針の周知

入学式やPTA総会、懇談等、年度の開始時に児童、保護者、関係機関等に周知する。

(2) 取組状況の点検・見直し

児童や保護者、地域住民、関係機関等の意見を学校関係者評価等で明らかにし、毎年度末に点検と見直しをかける。

9 緊急時の組織対応

